

平成二十年十二月十九日受領
答弁第三三三〇号

内閣衆質一七〇第三三〇号

平成二十年十二月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による北方領土開発に対する沖縄北方担当大臣の認識等に関する再
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による北方領土開発に対する沖縄北方担当大臣の認識等に関する再質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「会見」における佐藤内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）の発言は、世界の経済状況等に関する一般的な認識を示し、それを踏まえたものであり、我が国固有の領土である北方四島がロシア連邦により不法占拠され続けている現状において、第三国の国民等があたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき形で我が国固有の領土である北方四島に入域することは、北方領土問題に関する我が国の立場と相容れないものと認識しており、この問題を根本的に解決するためには北方領土問題そのものを解決する必要があると考えているとの趣旨を述べたものである。

五について

御指摘のとおりである。

六について

御指摘の発言の趣旨については、前回答弁書（平成二十年十二月九日内閣衆質一七〇第二九三号）六に

ついてでお答えしたとおりであり、「適切なものとは言えない」との御指摘は当たらない。

七について

政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結するとの方針の下、これまでもロシア連邦政府との間で交渉を行ってきており、引き続き強い意思をもって交渉していく考えである。